島根県報

平成19年3月30日（金）
号外 第51号
（毎週火・金曜日発行）
http://www.pref.shimane.lg.jp/

目　次

規　則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則　（人　事　課）

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1　規則の概要

(1)　平成19年度組織改正に伴う規定の整備

(2)　事務処理の迅速化を図るための専決権の下位移譲に伴う所要の改正

ア　島根県消費生活条例の規定により、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関して不当な取引行為として指定し、又は解除し、及びその旨を告示すること。（別表第2関係）

イ　特定商取引に関する法律の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。（別表第2関係）

ウ　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすること。（別表第2関係）

エ　貸金業法の規定により、貸金業者に対し業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずること。（別表第2関係）

オ　建築基準法の規定により、指定確認検査機関に対し、確認検査の業務の全部又は一部の停止命令その他の措置を講ずること。（別表第2関係）

カ　宅地建物取引業法の規定により、宅地建物取引業者の業務の全部又は一部の停止を命ずること。（別表第2関係）

キ　建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により、都道府県耐震改修促進計画を定めること。（別表第2関係）

ク　各年度における賃借料の総額が1件100万円未満で借入期間が5年を超えない範囲で複数年にわたる物件の借入れを決定すること及びこれに伴う契約（長期継続契約であるものに限る。）に関すること。（別表第4関係）

ケ　県が保有する資産（公的財産、物品、県が作成し、又は著作の名義を有する著作物等をいう。）を活用した広告事業に関すること。（別表第4関係）

コ　建築基準法の規定により、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めること。（別表第5関係）

(3)　その他法令改正、事業の新設・廃止等に伴う所要の改正

2　施行期日

平成19年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のウについては、平成19年4月16日から施行する。

R100 古紙配合率100％再生紙を使用しています

規　　　　則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年３月30日

島根県知事　澄　田　信　義

島根県規則第45号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第２条中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第18号までを１号ずつ繰り上げ、第19号の前に次の１号を加える。

⒅　統括技術専門監　職員及び職員の職の設置に関する規則別表に規定する統括技術専門監をいう。

第５条第２項中「統括団体検査監」の次に「、統括技術専門監」を加える。

第15条第１項の表知事の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、同表部長の項中第９号を第10号とし、第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

⑻　統括技術専門監を置く課にあっては、当該統括技術専門監が掌理する事務については当該統括技術専門監

第15条第１項の表課長の項中第６号を第７号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　統括技術専門監を置く課にあっては、当該統括技術専門監が掌理する事務については当該統括技術専門監

第19条中「統括団体検査監」の次に「、統括技術専門監」を加える。

別表第１第13号知事決裁事項の欄の⑴中「、理事」を削り、同欄の⑵及び⑶中「理事、」を削る。

別表第２総務部の表人事課の項第３号部長専決事項の欄の⑴中「（企業局の職員に係るものを除く。）」を削り、同項第８号知事決裁事項の欄の⑵中「理事、」を削り、同表財政課の項第１号知事決裁事項の欄の⑸中「第176条第１項」を「第178条第１項」に改め、同表税務課の項第３号部長専決事項の欄の⑶中「第51条第７号」を「第51条第６号」に改める。

別表第２環境生活部の表環境生活総務課の項第５号知事決裁事項の欄の⑴中「第４条第２項」の次に「の規定により、同条第１項」を加え、「命令する」を「命ずる」に改め、同欄の⑵中「命令に係る」を削り、同号部長専決事項の欄の⑴を次のように改める。

⑴　法第４条第１項の規定により、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を行う者に対し、当該特定物資の売渡しを指示すること。

別表第２環境生活部の表環境生活総務課の項第６号事務の種類の欄中「島根県消費者保護条例（昭和51年条例第37号）」を「島根県消費生活条例（平成17年条例第47号）」に改め、同号部長専決事項の欄の⑴中「第６条第２項」を「第11条」に、「結果を報告させる」を「結果の報告を求める」に改め、同欄の⑵から⑸までを次のように改める。

⑵　条例第16条の規定により、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関して同条各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として指定し、又は解除し、及びその旨を告示すること。

⑶　条例第19条第１項の規定により、事業者が不当な取引行為を行っていると認めるときに、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を改善するように指導し、又は勧告すること。

⑷　条例第22条の規定により、特別生活関連物資を指定し、又は当該措置を解除し、及びその旨を告示すること。

⑸　条例第23条の規定により、事業者又は事業者団体が不当な事業活動を行っている場合において、当該事業者又は事業者団体に対し、その是正を勧告すること。

別表第２環境生活部の表環境生活総務課の項第６号部長専決事項の欄の⑹中「第14条第１項」を「第28条第１項」に、「島根県消費者苦情処理委員会の調停」を「島根県消費生活審議会のあっせん等」に改め、同欄の⑺中「第15条」を「第29条」に改め、同欄の⑻中「第16条第２項」を「第30条第２項」に改め、同欄の⑼及び⑽を削り、同欄の⑾中「第24条」

を「第38条」に改め、同欄中⑾を⑼とし、同項第７号部長専決事項の欄中⑷を⑻とし、⑶を⑹とし、⑹の次に次のように加える。

⑺　法第56条の規定により、業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

別表第２環境生活部の表環境生活総務課の項第７号部長専決事項の欄の⑵中「第39条第１項」を「第39条」に、「連鎖販売業を行う者」を「一般連鎖販売業者」に改め、同欄中⑵を⑷とし、⑷の次に次のように加える。

⑸　法第46条の規定により、役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

別表第２環境生活部の表環境生活総務課の項第７号部長専決事項の欄中⑴を⑵とし、⑵の次に次のように加える。

⑶　法第38条の規定により、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

別表第２環境生活部の表環境生活総務課の項第７号部長専決事項の欄の⑵の前に次のように加える。

⑴　法第７条の規定により、販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

別表第２健康福祉部の表薬事衛生課の項第17号部長専決事項の欄の⑶中「同条第８項」を「同条第９項」に改める。

別表第２農林水産部の表農業経営課の項第４号部長専決事項の欄の⑼及び⑽を削り、同表農畜産振興課の項第２号部長専決事項の欄の⑴中「吏員」を「職員」に改め、同表森林整備課の項第３号部長専決事項の欄中⑻を⑼とし、⑺を⑻とし、⑹を⑺とし、同欄の⑸中「第14条第２項」を「第14条第３項」に改め、同欄中⑸を⑹とし、同欄の⑷中「第14条第１項」を「第14条第２項」に改め、同欄中⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　法第12条第３項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすること。

別表第２商工労働部の表経営支援課の項第５号事務の種類の欄中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号部長専決事項の欄の⑶中「第37条又は第38条」を「第24条の６の５第１項又は第24条の６の６第１項」とし、同欄中⑶を⑸とし、同欄の⑵中「第36条」を「第24条の６の４第１項」に、「業務の全部又は」を「登録を取り消し、又は業務の全部若しくは」に改め、同欄中⑵を⑶とし、⑶の次に次のように加える。

⑷　法第24条の６の４第２項の規定により、貸金業者に対し役員の解任を命ずること。

別表第２商工労働部の表経営支援課の項第５号部長専決事項の欄の⑴の次に次のように加える。

⑵　法第24条の６の３の規定により、貸金業者に対し業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずること。

別表第２商工労働部の表経営支援課の項第６号部長専決事項の欄の⑵中「第41条第５項」を「第42条第８項」に改め、同欄の⑷中「第63条第３項」を「第66条第１項」に改め、同欄の⑹中「同条第４項」を「同条第２項」に改め、同項第７号部長専決事項の欄の⑷中「第63条第３項」を「第66条第１項」に改め、同欄の⑹中「第106条第１項又は第４項」を「第106条第１項又は第２項」に改める。

別表第２土木部の表土木総務課の項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同表技術管理課の項中第４号を第５号とし、第１号から第３号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の前に次の１号を加える。

１　研修に関する事務		⑴　研修計画を定めること。

別表第２土木部の表建築住宅課の項第３号部長専決事項の欄の⑶中「第６条の２第５項」を「第６条の２第12項」に改め、同欄の⑸を次のように改める。

⑸　法第７条の３第１項第２号の規定による指定をすること。

別表第２土木部の表建築住宅課の項第３号部長専決事項の欄中⑺を削り、⑻を⑺とし、⑼から㉕までを⑻から㉔までとし、㉔の次に次のように加える。

㉕　法第77条の31第４項の規定により、指定確認検査機関に対し、確認検査の業務の全部又は一部の停止命令その他の措置を講ずること。

別表第２土木部の表建築住宅課の項第３号部長専決事項の欄中㉙を㊳とし、㉘を㊲とし、㉗の次に次のように加え

る。

⒇ 法第77条の35の2の規定により、構造計算適合性判定機関を指定すること。

㉙ 法第77条の35の6第2項に規定する構造計算適合性判定機関の指定の更新をすること。

㉚ 法第77条の35の7第4項の規定により、指定構造適合性判定機関に対し、構造計算適合性判定員を解任すべきことを命ずること。

㉛ 法第77条の35の9第1項の規定により、構造計算適合性判定業務規程を認可し、及び同規程の変更を認可すること。

㉜ 法第77条の35の9第3項の規定により、構造計算適合性判定業務規程を変更すべきことを命ずること。

㉝ 法第77条の35の11の規定により、指定構造計算適合性判定機関に対し、構造計算適合性判定の業務に関し監督上必要な命令をすること。

㉞ 法第77条の35の13第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止することに関し、許可をすること。

㉟ 法第77条の35の14第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消すこと。

㊱ 法第77条の35の14第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の指定を取り消し、又は期間を定めて構造計算適合性判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

別表第2土木部の表建築住宅課の項第5号事務の種類の欄中「住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）」に改め、同号部長専決事項の欄の⑴中「第23条第1項及び第8項」を「第16条第1項」に、「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同項第6号部長専決事項の欄の⑴中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同項第7号部長専決事項の欄中⑵を⑷とし、⑴を⑶とし、⑶の前に次のように加える。

⑴ 法第65条第2項及び同条第4項の規定により、宅地建物取引業者の業務の全部又は一部の停止を命ずること。

⑵ 法第66条の規定により、宅地建物取引業者の免許を取り消すこと。

別表第2土木部の表建築住宅課の項第10号事務の種類の欄中「住宅建設計画法（昭和41年法律第100号）」を「住生活基本法（平成18年法律第61号）」に改め、同号知事決裁事項の欄の⑴を削り、同号部長専決事項の欄に次のように加える。

⑴ 法第17条に規定する住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画を定めること。

別表第2土木部の表建築住宅課の項第13号部長専決事項の欄の⑷中「第9条」を「第12条」に改め、同欄中⑷を⑹とし、同欄の⑶中「第8条」を「第11条」に改め、同欄中⑶を⑸とし、同欄の⑵中「第5条」を「第8条」に改め、同欄中⑵を⑷とし、同欄の⑴中「第4条第2項」を「第7条第2項」に改め、同欄中⑴を⑵とし、⑵の次に次のように加える。

⑶ 法第7条第3項の規定により、特定建築物の所有者が同条第2項の規定による指示に従わなかったときにその旨を公表すること。

別表第2土木部の表建築住宅課の項第13号部長専決事項の欄の⑵の前に次のように加える。

⑴ 法第5条第1項の規定により、都道府県耐震改修促進計画を定めること。

別表第2土木部の表建築住宅課の項第14号を削る。

別表第3土木部の表建築住宅課の項第1号グループリーダー等専決事項の欄中⑵を削り、⑶を⑵とし、⑷を⑶とし、⑸を⑷とし、⑹から⑻までを削り、⑼を⑸とし、⑽から⒀までを削り、⒁を⑹とし、⒂から⒅までを削り、同項第2号グループリーダー等専決事項の欄中⑴を削り、⑵を⑴とし、⑶を削り、同欄の⑷中「⑶」を「規則第8条第3項」に改め、同欄中⑷を⑵とし、⑸を⑶とする。

別表第4中第23号を第25号とし、第22号を第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

㉔ 県が保有する資産（公有財産、物品、県が作成し、又は著作の名義を有する著作物等をいう。）を活用した広告事業に関すること。

別表第4中第21号を第22号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

⒅ 各年度における賃借料の総額が1件100万円未満で借入期間が5年を超えない範囲で複数年にわたる物件の借入れ

を決定すること及びこれに伴う契約（長期継続契約であるものに限る。）に関すること。

別表第５支庁及び県民センターの項第１号地方機関の長専決事項の欄の⑴中「商業活性化重点支援事業」を「商業活性化重点的支援事業」に改め、同項中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、同項第７号事務の種類の欄中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号を同項第６号とし、同項中第８号を第７号とし、同表県立大学及び県立短期大学の項を削り、同表保健所の項第３号を次のように改める。

３　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）の施行に関する事務	⑴　法第37条第１項又は第37条の２第１項の規定により、感染症患者の医療費用を負担すること。 ⑵　法第38条第２項の規定により、結核指定医療機関を指定し、同条第７項の規定により、結核指定医療機関に対する指導を行い、又は同条第９項の規定により、結核指定医療機関の指定を取り消すこと。 ⑶　施行規則第20条の３第３項の規定により、結核患者に患者票を交付すること。

別表第５支庁及び農林振興センターの項第１号地方機関の長専決事項の欄の⑵中「第15条の15第１項」を「第15条の２第１項」に改め、同欄の⑶中「第15条の16」を「第15条の３」に、「第15条の15第１項」を「第15条の２第１項」に改め、同欄の⑷中「第15条の17」を「第15条の４」に改め、同項第20号地方機関の長専決事項の欄の⑴を次のように改める。

⑴　規則第５条の規定により、県民再生の森事業、森林環境保全造林事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、森林居住環境整備事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、木材生産団地化推進対策事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、森林づくり交付金事業（県内全域を事業区域とする補助事業者で知事が定めるものを除く。）、激甚災害に係る森林災害復旧造林事業（島根県林業公社が補助事業者となるものを除く。）、森林病害虫等防除事業及び松くい虫被害対策事業の補助金の交付を決定すること。

別表第５支庁及び県土整備事務所の項第13号地方機関の長専決事項の欄の⑴中「第６条の２第３項」を「第６条の２第10項」に、「確認済証を交付した旨の報告」を「確認審査報告書」に改め、同欄の⑵中「第６条の２第４項」を「第６条の２第11項」に改め、同欄の⑶中「第６条の２第５項」を「第６条の２第12項」に改め、同欄の⑷中「完了検査の結果の報告」を「完了検査報告書」に改め、同欄の⑹中「中間検査の結果の報告」を「中間検査報告書」に改め、同欄の⑽中「第18条第13項第１号」を「第18条第22項第１号」に改め、同欄中⒁を⒂とし、⑾から⒀までを⑿から⒁までとし、⑽の次に次のように加える。

⑾　法第12条第５項の規定により、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めること。

別表第５支庁及び県土整備事務所の項第17号を次のように改める。

17　独立行政法人住宅金融支援機構法の施行に関する事務	⑴　業務の委託契約（平成19年４月１日付）第１条に規定する貸付金に係る工事の審査をすること。

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、別表第２農林水産部の表森林整備課の項第３号の改正規定は、平成19年４月16日から施行する。

平成19年3月30日 印刷
平成19年3月30日 発行　発行者　島　根　県　発行所　松江市殿町　島根県庁
印　刷　松江市学園南　松陽印刷所　定価　1か月 2,420円
（送料共）